

令和 5年度 特殊無線技士養成課程 受講のご案内

公益財団法人 日本無線協会中国支部
〒730-0004 広島市中区東白島町 20-8
川端ビル
TEL 082-221-5513 FAX 082-221-5613

●募集する養成課程（詳細は別紙1をご覧ください。）

中国内において以下の養成課程を実施します。あらかじめ開催地域、開催時期等をご確認いただきご検討ください。

- 第一級 陸上特殊無線技士
- 第二級 陸上特殊無線技士
- 第三級 陸上特殊無線技士
- 第二級 海上特殊無線技士
- 第三級 海上特殊無線技士

また、別紙2の「養成課程受講申込みから免許取得までの流れ」についてもあわせてご覧ください。

●受付期間・方法

受講申込みの受付期間は、「講習日の2ヶ月前から10日前まで」です。

募集予定人員に達した場合は、受付期間内であっても締め切ります。なお、受付期間が過ぎても定員に満たない場合は、引き続き受け付けますのでご相談ください。

●受講申込の方法

受講のお申し込みは、原則インターネットでの申込みとなります。

当協会ホームページ上の「公募養成課程のインターネット申込手続」のページ又は以下のURLから公募養成課程受付システムによりお申し込みください。

【日本無線協会ホームページ 公募養成課程受付システムへの案内ページ】

<https://www.nichimu.or.jp/kousyu-yousei/e-entry/e-entry.html>

なお、インターネットによる申し込みができない方は、郵送または直接窓口でも受け付けていますのでご相談ください。電話、FAXによる予約又は申し込みの受付は行っていませんのでご注意ください。

●提出書類

「公募養成課程受付システム」でのインターネットお申し込みの後、メールで「仮受講票」及び各種案内文書が届きます。

案内文書をご確認の上、以下の書類等を「日本無線協会中国支部」に郵送又は直接提出してください。
(事務所での受付時間は、月曜日から金曜日まで(祝日を除く)の午前9時から午後5時まで)

(1) 受講関係書類等送付書

メールで届く「受講関係書類等送付書」を印刷し、必要事項を記入して提出してください。

(2) 写真 縦30mm、横24mm 3枚 (裏面に受講資格及び氏名を記入してください。)

無帽、正面、上三分身(胸から上)、無背景、縁取りのないもので申込前6ヶ月以内に撮影したもの。

※ 写真は、総務省中国総合通信局が交付する無線従事者免許証に転写されますので、規格外、普通紙に印刷したもの、不鮮明なものは認められません(別紙3の無線従事者免許証の写真を参考にしてください)。不適當なものは、再提出していただきますのでお気をつけ下さい。

(3) 氏名及び生年月日を証する書類 (これらの書類は、免許の申請に必要なものです。)

次のいずれか1通を提出してください。

- ① 住民票 (コピー不可、個人番号 (マイナンバー) が記載されていないものに限る。)
- ② 無線従事者免許証、電気通信主任技術者資格者証又は工事担任者資格者証のコピー 1通 (A4用紙の中央部にコピーしてください。)

注: 自動車運転免許証のコピーは証明書類として認められておりません。

ただし、本人の住民票コード (※) を利用する場合には、(4)の無線従事者免許申請書に住民票コードを記載することで、①又は②の書類の提出を省略することができます。

※住民票コードとは

住民基本台帳ネットワークシステムで使用するため国民全体に割り当てられた11桁の番号をいいます。住民票コードは、個人番号 (マイナンバー) とは別のものです。

(4) 無線従事者免許申請書

メールで届く無線従事者免許申請書の様式を印刷し、同時に送付されている記入要領を参照のうえ申請書を作成してください。

(5) 免許証郵送用封筒

定型サイズ (長3又は長4) の封筒に244円分の切手 (特定記録) を貼付し、免許証の送付先住所及び氏名 (受講者の氏名) を記入してください。

(6) 証明書 1通

第一級陸上特殊無線技士の受講申込みの場合は、受講資格を有していることを証明するもの (卒業証明書、履修証明書、経歴証明書など) を提出してください。

【提出書類の送付先】

〒730-0004 広島県広島市中区東白島町20-8 川端ビル
公益財団法人日本無線協会 中国支部

●受講料 (消費税 (※) を含む)、免許申請手数料等及びその支払い

- (1) 受講料等 (受講料及び免許手数料等を合計した金額 (受講する養成課程の金額)) は、原則として、受講日の10日前までに、「公募養成課程受付システム」でのインターネット申込時に選択したお支払い方法 (コンビニエンスストア、銀行振込、ペイジー) によりお支払いください。(振込手数料はご負担ください。)
- (2) 免許申請手数料 (1,750円) については、当協会が修了者全員の総務省に対する免許申請手続きを一括して行うため、あらかじめ受講者全員から受講料と一緒にお預かりします。このため、修了試験が不合格の場合や受講を取り止めた場合にはお返しします。
- (3) 納入された受講料は、講習開始日の前日までに受講の取消しの申出があった場合は、お預かりした金額から送金手数料を差し引いた額をお返しします。

●受講上の注意

- (1) 講習当日は、インターネットお申込み後にメールで送付された仮受講票を必ずご持参ください。
- (2) 申込み後、都合により受講できなくなった場合は、必ずご連絡ください。
- (3) 欠席や遅刻をしないよう注意してください。(受講時間が不足すると修了試験を受けられません。)
- (4) 講習会場には駐車場がありません。公共交通機関をご利用ください。
- (5) 車椅子をご利用の方は、あらかじめご連絡ください。

【第一級陸上特殊無線技士（授業時間：法規6時間、無線工学48時間）】

実施場所	実施会場	実施日程		募集予定人員	受講料等
広島市	広島工業大学 広島校舎 〒730-0811 広島市中区中島町5-7 TEL 082-249-1251	5年	5月29日(月) ～6月9日(金) ただし、土・日曜日を 除く	20名	68,850円 【内訳】 ① 受講料 67,100円 ・基本料金 61,000円 ・消費税 6,100円 ②免許申請手数料 1,750円

※受講資格について

次のいずれかに該当する者であること（いずれも証明書が必要です。）

- (1) 学校教育法第1条に規定する高等学校又は中等教育学校の電気科又は電気通信科を卒業した者
- (2) 学校教育法による大学、短期大学、高等専門学校、高等学校又は中等教育学校（高等学校又は中等教育学校の電気科又は電気通信科を除く。）の電気通信に関する課程を有する学科を卒業した者
- (3) 学校教育法による大学の電気通信に関する課程を有する学科を1年次以上修了した者又は高等専門学校の電気通信に関する課程を有する学科を3年次以上修了した者
- (4) 入学資格を学校教育法57条に規定する者とする修業年限が3年以上の学校（(2)に掲げる者を除く。）の電気通信に関する課程を有する学科を卒業した者
- (5) 入学資格を学校教育法90条に規定する修業年限が1年以上の学校等（(2)又は(3)に掲げる者を除く。）の電気通信に関する課程を有する学科を卒業し、又は修了した者（「修了した者」については、1年以上を修了した者に限る。）
- (6) 第二級総合無線通信士、第三級総合無線通信士、第一級海上無線通信士、第二級海上無線通信士、第四級海上無線通信士又は航空無線通信士の資格を有する者
- (7) 受講申込み前5年以内に通算して3年以上（学校教育法による高等学校又は中等教育学校を卒業した者（(2)に掲げるものを除く。）及びこれに準ずる者の場合は1年以上）多重無線設備の保守の補助又は搬送端局設備若しくは電力線搬送端局の保守に従事した経歴を有する者。この場合において、高等学校を卒業した者に準ずる者は、学校教育法第90条第1項に規定する大学に入学することができる者とする。[（証明書様式はここをクリック）](#)
- (8) 日本無線協会が実施する第一級陸上特殊無線技士の※選抜試験に合格した者（合格通知書が必要です。）[（選抜試験はここをクリック）](#)

※授業時間等について

- (1) 授業開始時刻は、別途時間割によってお知らせいたします。
- (2) 養成課程を修了するためには、電波法令で定められた授業時間を受講し、修了試験に合格しなければなりません。受講時間が不足すると修了試験を受けることができませんので、欠席、遅刻をしないよう注意してください。

【第二級 陸上特殊無線技士（授業時間：法規5時間、無線工学4時間）】

実施場所	実施予定会場	実施日程		予定募集人数	受講料等
広島市	広島県健康福祉センター 〒734-0007 広島市南区皆実町1-6-29 TEL 082-254-7111	5年	12月	30名	30,350円 【内訳】 ① 受講料 28,600円 ・基本料金 26,000円 ・消費税 2,600円 ② 免許申請手数料 1,750円
<p>(注) 実施期日については、会場確保の関係で2ヶ月前に決定しますのでご了承ください。</p> <p>※受講資格には制約はありません。どなたでも受講できます。</p> <p>※授業時間等について</p> <p>(1) 授業開始時刻は、会場によって変わることがありますので、別途時間割によってお知らせいたします。</p> <p>(2) 養成課程を修了するためには、電波法令で定められた授業時間を受講し、修了試験に合格しなければなりません。受講時間が不足すると修了試験を受けることができませんので、欠席、遅刻をしないよう注意してください。</p>					

【第三級陸上特殊無線技士（授業時間：法規4時間、無線工学2時間）】

実施場所	実施予定会場	実施日程		募集予定人員	受講料等
広島市	広島県情報プラザ 〒730-0052 広島市中区千田町3-7-47 TEL 082-240-7700	5年	6月20日 6月27日 8月 12月	30名	22,650円 【内訳】 ① 受講料 20,900円 ・基本料 19,000円 ・消費税 1,900円 ② 免許申請手数料 1,750円
岡山市	岡山商工会議所 〒700-8556 岡山市北区厚生町3-1-15 TEL 086-232-2260	5年	5月24日 8月 11月	30名	
鳥取市	鳥取市福祉文化会館 〒680-0022 鳥取市西町2-3-11 TEL 0857-24-6766	5年	10月	25名	
米子市	米子食品会館 〒683-0845 米子市旗ヶ崎2030 TEL 0859-34-5022	5年	5月23日	30名	
松江市	島根県労働者福祉協議会 (労働会館) 〒690-0007 松江市御手船場町557-7 TEL 0852-23-3300	5年	7月	30名	
山口市	防長青年館 〒753-0064 山口市神田町1-80 TEL 0839-23-6088	5年	7月5日	30名	
下関市	海峡メッセ下関 〒750-0018 下関市豊前田町3-3-1 国際貿易ビル TEL 083-231-5600	5年	11月	20名	
周南市	周南地域地場産業振興センター 〒745-0814 周南市鼓海2-118-24 TEL 0834-25-3210	5年	5月11日	30名	

(注) 実施期日については、会場確保の関係で3ヶ月前に決定しますのでご了承ください。

※受講資格には制約はありません。どなたでも受講できます。

※授業時間等について

(1) 授業開始時刻は、会場によって変わることがありますので、別途時間割によってお知らせいたします。

(2) 養成課程を修了するためには、電波法令で定められた授業時間を受講し、修了試験に合格しなければなりません。受講時間が不足すると修了試験を受けることができませんので、欠席、遅刻をしないよう注意してください。

【第二級海上特殊無線技士（授業時間：法規8時間、無線工学5時間）】

実施場所	実施予定会場	実施日程		募集予定人員	受講料等
広島市	広島県情報プラザ 〒730-0052 広島市中区千田町3-7-47 TEL 082-240-7700	5年	7月20日（木） ～7月21日（金）	18名	41,350円 【内訳】 ① 受講料 39,600円 ・基本料金 36,000円 ・消費税 3,600円 ② 免許申請手数料 1,750円

※受講資格には制約はありません。どなたでも受講できます。

※授業時間等について

- (1) 授業開始時刻は、会場によって変わることがありますので、別途時間割によってお知らせいたします。
- (2) 養成課程を修了するためには、電波法令で定められた授業時間を受講し、修了試験に合格しなければなりません。受講時間が不足すると修了試験を受けることができませんので、欠席、遅刻をしないよう注意してください。

【第三級海上特殊無線技士（授業時間：法規4時間、無線工学2時間）】

実施場所	実施予定会場	実施日程		募集予定人員	受講料等
広島市	広島県情報プラザ 〒730-0052 広島市中区千田町3-7-47 TEL 082-240-7700	5年	7月1日（土）	18名	21,550円 【内訳】 ① 受講料 19,800円 ・基本料金 18,000円 ・消費税 1,800円 ② 免許申請手数料 1,750円

※受講資格には制約はありません。どなたでも受講できます。

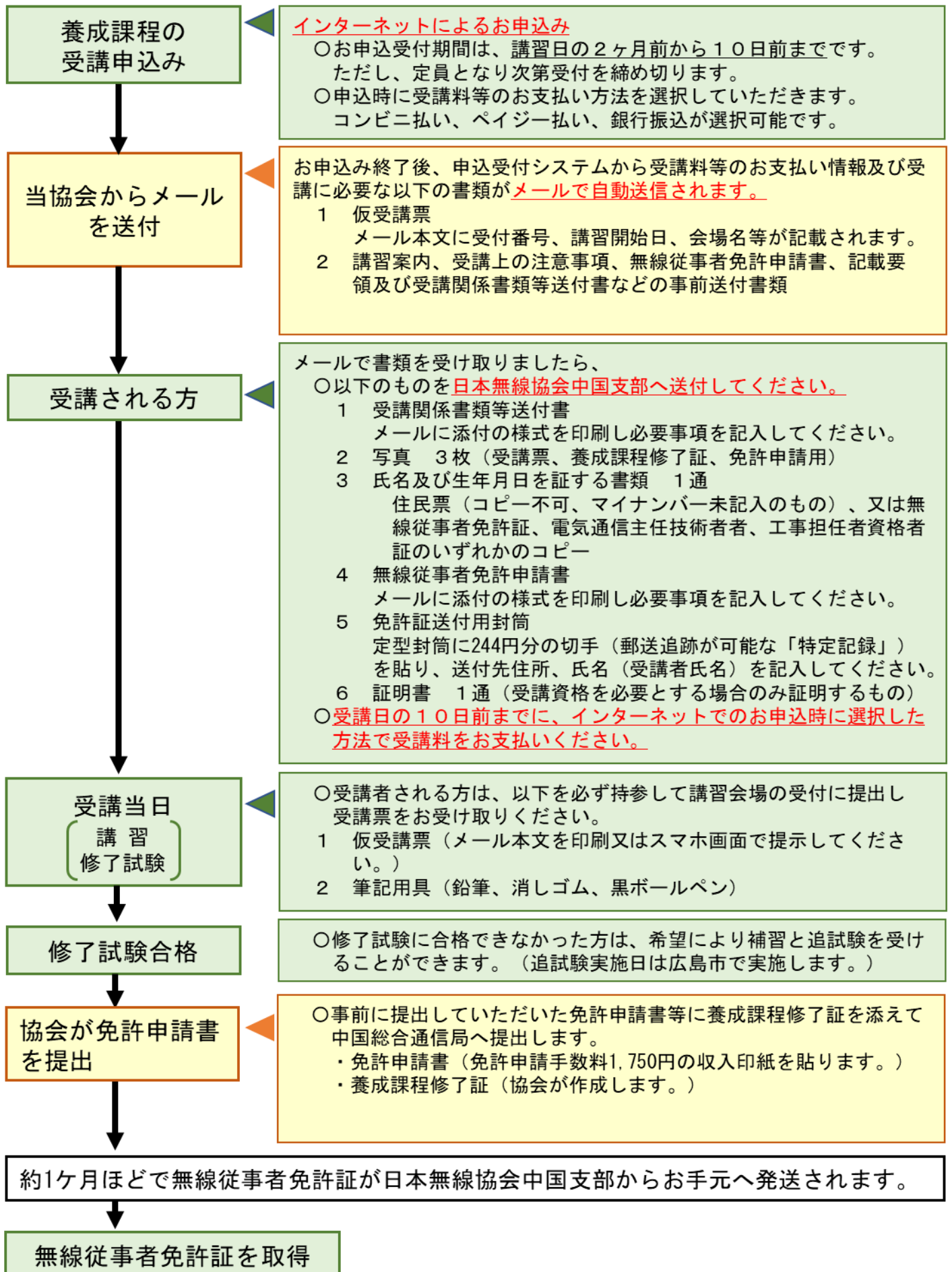
※授業時間等について

- (1) 授業開始時刻は、会場によって変わることがありますので、別途時間割によってお知らせいたします。
- (2) 養成課程を修了するためには、電波法令で定められた授業時間を受講し、修了試験に合格しなければなりません。受講時間が不足すると修了試験を受けることができませんので、欠席、遅刻をしないよう注意してください。

「養成課程受講申込み」から「免許証取得」までの流れ

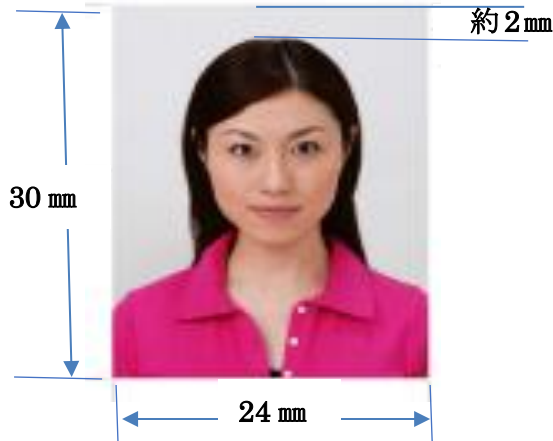
別紙 2

■ - 受講する方 ■ - 当協会



無線従事者免許証用の写真について

適当な写真例



- ・ 上三分身のもの
- ・ 申請者本人のみが撮影されたもの
- ・ 6ヶ月以内に撮影されたもの
- ・ 縁なしで各寸法を満たしたもの
- ・ 無帽で正面を向いたもの
- ・ 背景、影がないもの

不適当な写真例



- | | |
|---|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ① 上三分身より大きいもの ② 上三分身より小さいもの ③ 視線が正面でないもの ④ 顔が横向きのもの ⑤ 顔が左右に寄っているもの ⑥ 顔が左右に傾いているもの ⑦ 背景の色が濃く人物を特定できないもの ⑧ 顔に影があるもの ⑨ 背景があるもの | <ul style="list-style-type: none"> ⑩ 人物が写り込んでいるもの ⑪ 影があるもの ⑫ 著しく変色しているもの ⑬ 平常の顔貌と著しく異なるもの ⑭ 幅の広いヘアバンド等により頭部が隠れているもの ⑮ 照明が眼鏡に反射したものの ⑯ サングラスをかけているもの ⑰ 前髪が目元にかかっているもの ⑱ 上部余白がないもの |
|---|---|